都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招　　集

令和８年９月２５日（金）午前１０時　議会委員会室

出席委員（９名）

（委員長）津　田　幸　一　　（副委員長）田　村　謙　介

新　井　章　太　　今　城　雅　子　　門　脇　　由　　中　田　利　幸

西　野　太　一　　又　野　史　朗　　渡　邉　洋　介

欠席委員（０名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】

［契約検査課］斎木課長　遠藤課長補佐兼契約担当課長補佐

【経済部】石田部長

［商工課］上場課長

［農林課］宅和課長兼水産振興室長　赤井課長補佐兼農政担当課長補佐

【文化観光局】成田局長

［観光課］頼田次長兼課長　金田観光戦略担当課長補佐　高田観光戦略担当係長
黒見観光戦略担当主任

［スポーツ振興課］渡部課長　松永課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐
岩永スポーツ振興担当係長　佐々木スポーツ振興担当主任

【都市整備部】山中部長

［建設企画課］景山課長　松本総務担当課長補佐　上原総務担当係長

［道路整備課］北村次長兼課長　吉塚道路改良担当課長補佐

【上下水道局】下関局長

［下水道整備課］山﨑副局長兼課長　本池課長補佐兼管路整備担当課長補佐
伊藤管路維持担当課長補佐
小平管路維持担当係長

［下水道施設課］見山課長　小林施設工事担当課長補佐　松本施設維持担当課長補佐

出席した事務局職員

毛利局長　田村次長　森井議事調査担当局長補佐　松田調整官

傍 聴 者

大下議員　加藤議員　小枝議員　塚田議員　徳田議員　錦織議員　前島議員

松田議員　三木議員　矢倉議員　矢田貝議員　吉岡議員　鷲尾議員

報道関係者１人　一般１人

審査事件及び結果

議案第　９６　号　字の区域の変更について　［原案可決］

議案第１０１号　米子市駐車場条例を廃止する等の条例の制定について　［原案可決］

報告案件

・「市道外浜街道線（浜橋）改良工事うち橋りょう架設工事」の入札不調について

［都市整備部］

・水の官民連携（ウォーターＰＰＰ）への取組について［上下水道局］

・米子アリーナ整備事業の進捗状況等について［経済部］

～～～

議案第１０１号、米子市駐車場条例を廃止する等の条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○津田委員長　御異議なしと認めます。よって、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前１０時０３分　休憩

午前１０時０６分　再開

○津田委員長　都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から１件の報告がございます。

「市道外浜街道線（浜橋）改良工事うち橋りょう架設工事」の入札不調について、当局の報告をお願いいたします。

吉塚道路整備課道路改良担当課長補佐。

○吉塚道路整備課道路改良担当課長補佐　「市道外浜街道線（浜橋）改良工事うち橋りょう架設工事」の入札不調について御報告並びに説明をさせていただきます。

まず初めに、本工事の工事請負契約締結につきまして、当初、本年９月定例会に追加議案として上程することを予定しておりました。しかし、９月４日に実施いたしました入札におきまして、１社から応札があったものの、その入札価格が最低制限価格を下回ったため落札者を決定することができず、不落札による入札不調に終わりました。

２つ目になりますけども、今回の入札結果を受けまして、改めて積算内容の点検を実施いたしました結果、適用した単価、設計内容及び予定価格の設定について問題がないことを確認しております。

３つ目になりますが、今後の対応といたしまして、最新の単価適用日である令和８年９月１０日の単価に改めた上で改めて公募型指名競争入札を実施いたします。この再入札により契約の相手方が決定いたしましたら、改めて工事請負契約の締結に係る議案を１２月定例会に上程させていただく予定です。

今後の予定につきましては記載のとおりとなります。

また、参考といたしまして別添の施工箇所現況写真等を添付しておりますので、御覧ください。

以上で説明を終わります。

○津田委員長　説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

渡邉委員。

○渡邉委員　１点確認させてください。工事着手してから、工期ってどれぐらいの見込みなんですか。

○津田委員長　吉塚道路整備課道路改良担当課長補佐。

○吉塚道路整備課道路改良担当課長補佐　現在、令和９年３月３１日を予定しております。

○渡邉委員　ありがとうございます。

○津田委員長　そのほかございませんでしょうか。

今城委員。

○今城委員　関連してなんですけれども、９年の３月３１日の予定っていうのは、当初の工期と同じですか。

○津田委員長　北村都市整備部次長。

○北村都市整備部次長兼道路整備課長　当初工期も３月３１日までとなっております。しかしながら、約１か月延びますけども、もともとは工事予定価格に対します標準工期を取っておりましたので、改めて工程の見直し等積み上げによる工程を確認しまして、３月３１日までに一応終わる予定と考えております。以上です。

○津田委員長　今城委員。

○今城委員　分かりました。その辺は理解をしていますが、そもそも、大体土木の工事はこの時期から冬にかけてのことが多いので、十分担当の皆さん分かってらっしゃると思うんですけど、やっぱり最近、近年は雪とかということもあって、橋梁改良なので結局水との闘いも返ってくるので、標準だったら３月３１日まで大丈夫とかっていうふうに、確かにそうなんだけれども、やっぱり工程管理も含めてきちっとした対応で、工期が遅れないようにというよりも、それをするがためにどちらがいいのかっていうと、安全できちっとした工事をしていただくっていうほうが一番大事なことなので、その辺に関してのことっていうのは対応をしっかりしていただきたいと思いますので、これは要望しておきたいと思います。以上です。

○津田委員長　そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長　ないようですので、本件については終了いたします。

以上で、都市整備部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前１０時１１分　休憩

午前１０時１３分　再開

○津田委員長　都市経済委員会を再開いたします。

上下水道局から１件の報告がございます。

水の官民連携（ウォーターＰＰＰ）への取組について、当局からの報告をお願いいたします。

小平下水道整備課係長。

○小平下水道整備課管路維持担当係長　それでは、御説明させていただきます。

このたび、水の官民連携のスキームを見直すことといたしましたので、その報告をさせていただくものとなります。

まず、水の官民連携といったものなんですけども、従来ウォーターＰＰＰと呼ばれていたものと全く同じものです。ちょっと横文字で分かりにくいといったことが全国的にございまして、そういったところで、国が主導的に水の官民連携といった呼称に変えたものとなります。

では、早速、背景をちょっと簡単に御説明させていただきます。

下水道事業につきましては、人口減少に伴う技術者の減少でございますとか、高度経済成長期、約５０年ぐらい前とかに整備したもの等の下水道施設のストックの老朽化といったものなどの課題を抱えております。これらを順次、改築等を行っていくようなところに

はなっているんですけども、それらの国費の要件化といったこととかにも対応する必要がございまして、令和１１年度より水の官民連携といったものを導入することでこれらの課題解決を図りまして、将来にわたって持続可能な下水道水処理施設システムの構築を行う必要があるといったものになります。

続きまして、２番の水の官民連携対象業務の一覧についてでございます。こちらの表なんですけども、対象事業、対象施設を示しております。まず、水の官民連携の対象業務、１０年間になるんですけども、こちらについて、これまで更新実施型としてお話をさせていただいておりましたものにつきましては､表に記載しているとおりでございますとおり、運転管理・修繕・清掃といった維持管理から、改築工事の設計・実施、また将来的な農業集落排水施設統合事業、雨水管理総合計画事業といったものを全て業務の中に含むといったものが更新実施型となります。

このたび見直しを行いました更新支援型といったものなんですけども、簡単に申し上げますと､更新実施型と支援型の違いは改築工事があるかないかといったところになります。赤字の、見直し後の更新支援型になるんですけども、運転管理・修繕・清掃、休日夜間対応といった維持管理業務と、改築修繕計画の策定といったようなところになりまして、工事等がなくなるようなところに対象外となるようなものになります。

続きまして、３番の導入手法の見直しについてでございます。当初は更新実施型の導入を想定しておりまして､令和８年３月の常任委員会でも報告させていただいておりました。このたび見直すことで、水の官民連携を確実にスタートさせ、安定した下水道事業を継続するといったことで、見直しをすることとなりました。その業務のスキームを見直すことによりまして、地元企業が主体的にこれからも施設管理を担う事業手法とすることで、下水道インフラの基盤強化を図るものといったものになります。

４番の方針見直しに至った背景についてです。マーケットサウンディング等で更新実施型の方針を民間事業者さんのほうに示させてはいただいたんですけども、その後、複数の事業者さんのほうから更新支援型への見直しの要望ということがございました。これを踏まえまして、令和８年７月に地元企業との意見交換会を行いまして、その際に更新実施型と更新支援型について意向調査をいたしました。

その意向の内容なんですけども、まず、更新実施型、先ほどの改築工事を行うもの、更新支援型、工事等が含まれないものと、３番目として、受託期間中に更新支援型から更新実施型へ移行するといったものの、どのような事業形態がいいのかといったところを調査をいたしました。

その調査をした結果が、こちらの円グラフになります。割合的には７割以上が更新支援型を望まれるといったところであり、更新実施型を希望される事業者さんはなかったという結果になりました。

このようなことから、更新実施型を希望する事業者さんがいないことに加えまして、ちょっとやっぱり更新実施型となりますと、改築工事が含まれたりとか、膨大なストック量を管理しなくてはならないといった、言わばハードルが高い部分がございまして、ちょっと円滑に水の官民連携を導入することといったことを優先的に考えまして、更新支援型への見直しといったところになります。

５番の今後の方向性なんですけども、更新実施型は事業規模が大きくて、スケールメリ

ットや受託者さんのノウハウといったものを活用がしやすいといった利点があります。しかし、その一方ですけども、先ほど申しましたように、受託者さんは膨大な既存施設情報を把握した上でそれらを管理して改築計画を策定する、その後に工事を自ら実施するといったノウハウを習得する期間が必要であり、そのような、ちょっと長期的な経験といったものが必要となってまいります。これらと地元業界団体さんとの意見交換会などを踏まえまして、やはり円滑に水の官民連携を導入するためには、更新支援型でスタートいたしまして、下水道施設管理、これからの下水道事業といったものの基盤をつくりつつ、これらをしつつ実施状況等を踏まえながら、今後、第２期、さらにその次の１０年では更新実施型を目指すことによって一層の効率化を図ることといたしております。

今後のスケジュールになるんですけども、令和８年度から令和９年度、来年度にかけて導入支援業務といったものを行います。そこで実施方針の作成でございますとか、発注公告資料の作成といったものを行ってまいります。令和１０年度に発注公告、水の官民連携１０年間の業務の発注公告をいたしまして、現在の業務からの引継ぎ、そして令和１１年度４月１日からの水の官民連携更新支援型での運用開始を目指しております。

最後、７番になりますけども、ちょっと参考程度に示させていただいております。令和５年８月に、導入に向けた検討を開始いたしまして、マーケットサウンディング等を行いまして、直近では令和８年７月に地元企業さんとの意見交換会といったものを行っております。

御報告は以上となります。

○津田委員長　説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

門脇委員。

○門脇委員　すみません、何点かお尋ねしたいんですけれども。更新支援型よりも更新実施型のほうがスケールメリットは大きいものと想定されます。このウォーターＰＰＰを導入するメリットの一つとしてコストの削減というのがあろうかと思いますけれども、この更新支援型で行う場合のコストの削減効果というのは、実施型に比べてどの程度になると想定されているのか教えてください。

○津田委員長　伊藤下水道整備課担当課長補佐。

○伊藤下水道整備課管路維持担当課長補佐　更新支援型は、更新実施型に比べますと削減効果は小さくなります。しかしながら、更新支援型でも一定の効果はあると考えております。具体的な数字につきましては、スキームを変更したことで再整理をする必要がございまして、今、具体的な数字っていうのはちょっと申し上げることできないんですけれども、一定の効果はあると考えております。

○津田委員長　門脇委員。

○門脇委員　もちろん一定の効果あるものと思いますので、この後計算されるということですので、具体的にどの程度の比較というか、コストの削減効果が違うのかっていうのは出してはいただきたいなと思います。

その上で、この業者へのアンケート結果においては実施型を希望する業者はゼロであって、ほとんどが更新支援型であったと。４社ほどは、この１０年間の期間中に更新支援型から実施型への移行も検討する形というふうに回答されてますけれども、一つの、１期の

スパンが１０年という長いスパンですから、更新支援型で１０年行くというと、どちらかというと１０年間にノウハウが培えないというようなふうに受け止めることもできるかなと思います。１０年という長い期間あれば、その中でノウハウを培って実施型に移行すると、そういうこともできると答えてる社が４社あるということで、さっきのコスト削減効果はどのぐらいになるかというところも関連してくるんですけれども、この先１期目１０年間、支援型でいくとなったときに、どのぐらいのメリットがあって、果たしてその期間にノウハウを習得して移行することはできないのかというところは少しどうなのかなと思ったりはするんですけれども、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○津田委員長　伊藤下水道整備課担当課長補佐。

○伊藤下水道整備課管路維持担当課長補佐　まず、公共下水道と農業集落排水合わせまして８５０キロぐらいの延長がございます。その管路が見えない状態で地中の中に埋まってるわけですけども、受託者の立場からしますと、なかなか施設情報を把握した上で計画を立てて改築工事まで自らやるというのは難しい部分もございます。ですので、１０年の時間をかけて、まずは施設管理のやり方を修得していただくというふうに考えております。

おっしゃられるように、確かに実施型のほうがスケールメリットは生じますけども、更新支援型でも一定の効果があると考えておりますし、膨大なストックを管理するには、やはり１０年程度の期間が必要だというふうに考えております。

○津田委員長　門脇委員。

○門脇委員　そうしますと、１期目１０年、２期目も１０年と１０年のスパンでの形になると思いますけれども、１期目の１０年でノウハウを培って、２期目からは更新実施型を目指すというふうに言われてますけども、そうすると、１期目の１０年と２期目の１０年は同一業者が担うということがもう定まっているような感じに聞こえるんですけれども、そのような認識でよろしいですか。

○津田委員長　伊藤下水道整備課担当課長補佐。

○伊藤下水道整備課管路維持担当課長補佐　１期目と２期目の業者さんが同じであるとは考えておりません。必ずしも同じになるとは考えておりません。結果的に同じになる可能性はありますけれども、1期目と２期目はあくまで別々に公募する予定としております。

○津田委員長　門脇委員。

○門脇委員　例えば２期目が全く別の業者さんが入るとなったときに、そうすると、仮にノウハウ持ってない２期目の業者さん入られた場合は、またそこは支援型で１０年ということになるんでしょうか。要は、１期目１０年を支援型でノウハウを培ってもらうと、その後、結果として２期目で実施型に移行してもらうとなると、基本的には同じ流れで１期目、２期目の業者さんが担当される、もしくは、誰かトップのノウハウ持ってる方が別の業者さんに指導する形で２期目ということもあり得るとは思うんですけれども、そのような感じになるのでは、これ見る限りはそうなるんではないかなと思うんですが、もし関係ない業者さんが２期目入られると、また支援型で１０年、ワンスパンスタートっていうことになるのではと思ったんですが、いかがでしょうか。

○津田委員長　山﨑副局長。

○山﨑上下水道局副局長兼下水道整備課長　今の２期目が１期目の受託者が引き続きになる可能性は大いに高くなるとは思います。ただ、１期目が１０年という期間の区切りを

もって募集して受託していただきますので、その１０年の期間が切れれば次の１０年の公募をするので、それを必ずしも同じ事業者が取る可能性はあるんですけど、ほかの事業者も参入できると。

それと今、国のほうで、こういったウォーターＰＰＰで、ＰＰＰのレベルでいう３．５で改良工事を入れる、入れないという２パターンあるんですが、初めての国としての取組を国費の要件化としてスタートさせてます。なので、１０年後にまたこの同じスキームが続くのかっていうのも、実際、私どもも確定してることではないと。例えばですけど、ＰＰＰの中でも、レベルをもう一段階上げてレベル４という段階になりますと、コンセッションといいまして、料金の収受、要は経営のパートナーとして、民間が受託をするスキームを国としては推進したいが、日本では前例が少ないこともあり、まずはレベル３．５でこういった取組を推進するために国費の要件化を課してるといったスキームになります。

ですので、結論として、本市としては、地元の企業に可能な限りでき得ることは担っていただきたいという地域の企業が主体となったスキームを考えてますので、１期目に受託して、地元の企業さんがノウハウをつけられた暁に、同じかもしれないし、またチーム編成が起こって違う地元のチームが２期目に取るという可能性もあると思ってますんで、そこは別に、ノウハウをつけた事業者さんを排除するつもりもないし、そのノウハウを生かした形で２期目につなげたいというふうに考えております。以上です。

○津田委員長　門脇委員。

○門脇委員　今、レベル４、コンセッションという話も出ましたけども、もしレベル４、コンセッション、運営権を民間が持つということになれば、よりノウハウも必要だと思いますし、なので、私の聞いてることと御答弁とちょっとずれてるところもあるのかなと思うんですけど、要は、支援型で１０年、ワンスパンやると、これなぜかというと、地元企業にノウハウをつけてもらうためであると。そうすると、２期目はどうなるかというと、１期目でノウハウをつけたところが２期目やらないと、実施型には移行できないんじゃなかろうか。それか完全に同一の業者ではなくて、今おっしゃっていただいたとおり、その業者がどこか違う業者に教える形でやるのか､いろんな方法はあるかと思いますけれども、恐らく全く別の業者が２期目に入って実施型を行うというのは難しいんじゃないかと思ったのと、ちょっと１点お尋ねしたいんですが、今回、全て意見聴取は地元企業の方とされてると思いますけれども、地元企業以外のところで、ノウハウを持ってる、県外ではもう始められてるところもあると思いますけれども、そういったところとのやり取りというのはまだ一切ないんでしょうか。例えば、場合によっては、最初、そういった地元でなくても県外の業者に入ってもらって、地元と一緒にやってもらって、ノウハウを１期、培ってもらって、途中からでも、もしくは２期からでも地元が担うという形もあろうかなとは思うんですが、そういった、県外というか地元以外の業者でノウハウを持ってるとことのやり取りというのはあるんでしょうか。

○津田委員長　山﨑副局長。

○山﨑上下水道局副局長兼下水道整備課長　資料２ページ目の７番の項目に、これまで市内の企業さん、県外の企業さん含めた意見交換の場の経歴が記してあるんですけど、この第１回、２回、３回の緑の色でマーケットサウンディングって書いてある部分は、広く県外の事業者さん含めて、本市の調達に興味のある事業者さんに対して説明を行ってきたと

いう経歴があります。その中の意見等々を踏まえて、やはり地元の事業者さんがなかなかこのＰＰＰに関して知見が少ないこともあり、地元の業界からの要請もあったので、オフィシャルに地元企業だけをもって、そのほうが意見が出やすいと考えて、地元を主体に意見交換会をしたと。

ここに記載はしてないんですけど、数社まだ疑問点がある事業者さんに対しても、希望があれば１社でも２社でも、ちょっと出向いて御説明をしてるといったのが現状です。以上です。

○津田委員長　門脇委員。

○門脇委員　ということで、じゃあ、地元以外とは特にアプローチされてないというようなことかなと。どうでしたかね、ちょっと私、聞き間違いか。

○津田委員長　山﨑副局長。

○山﨑上下水道局副局長兼下水道整備課長　マーケットサウンディングと記載してる意見交換会には、大手のプラントメーカーさんであったり、大手の建設会社さんであったり、そういった事業者さんも参加され、本市が考えるスキームについて意見を頂戴したりして意見交換をしてると。ですので、実際、詳細には把握してませんが、市内の地元事業者さんと県外の大手企業さんが水面下でお話をされてて、我々が募集をかける調達に対して、今準備を進められてるといった状況が恐らくあると考えております。

○津田委員長　門脇委員。

○門脇委員　ありがとうございます。ちょっと長くなってしまって、最後に１点だけ。この地元企業の方々のアンケートを見る限り、ほとんどが更新支援型であって、実施型についてはゼロ件ということからも、やはり地元企業さんだけではかなりちょっと不安がある、現在ではこの実施型についても不安があるような状況かと思われます。ですので、ノウハウを持たれてる地元以外の企業なんかのものも取り入れるような方向性も一部検討として、地元企業というのももちろん大事なところではあるんですが、不安が残るっていうことは、やっぱり安全面ということについてももしかしたら不安が出てくるかもしれない、どこかで何らかのアクシデントが起こりやすいかもしれないということにもつながってくるのかもしれないという部分も含めて、ノウハウ持たれてる地元に限らず、ほかの企業さんなんかというのも検討に上げていただければと思うんですが、いかがでしょう。

○津田委員長　山﨑副局長。

○山﨑上下水道局副局長兼下水道整備課長　委員御指摘のとおり、別に県外の事業者さんのノウハウを排除してるわけではなく、そこは全然歓迎する部分はあるんですが、本市がこのスキームを入れる上で一番大事に掲げていることとして、やはり地域の企業さんが今、担っていただいてる部分はもちろん継続ですし、今、担っていただけてない、つまり今、県外の事業者さんに担っていただいてる部分も含めて新たにチャレンジをするという取組も大歓迎してる状況があって、でき得るならば地域の企業さんが代表企業として、本市のこういった広く下水道施設に関わる調達に関わっていただきたいと。

要は、地域の企業さんを大事にした上でこの調達を成功させたいなというもので、県外の企業さんが入ってこられるのを全然否定しているもんではございません。でき得るならば地域の企業が取って、地域内で資金が還流することを一番望んでいるという形で進めさせていただいてるということです。

○門脇委員　ありがとうございます。
○津田委員長　中田委員。
○中田委員　大体、今日の中身は分かりますけれども、先ほど来出たこととちょっと関連してくるかもしれませんけども、更新実施型と支援型でいくと、確かに実施型のほうが効果が高いと、削減効果も含めて効率性が高いというのは分からんでもないですけど、それは言ってみれば、発注側の都合から見た目であって、実施する事業者側からすると、これだけの膨大な設備の全容を把握して、そのマネジメントをするとか、あるいはそのノウハウを活用するとかっていうところを実施型で落とし込もうと思うと、相当な労力というかが必要になってくると、通常の、言ってみれば委託料みたいなものの範囲を、その想定されるものを超える可能性だってある。だから、それぐらい今の状況っていうのは厳しいと私は思ってるんですね。

包括民間委託を導入する際に、先ほどの議論と関連しますけど、第１段階から第２段階に移行する段階で、できるだけ地元事業者を頭に立ててっていう説明を受けて今日に至ってますよね。しかも、それはなぜかというと、この下水道という設備が非常に大切なライフラインに関わる基礎インフラで、何かあったときの即応体制だとか、そういったものに影響するから、人がかき集めれないような、技術者が、だから大手ばっかじゃ駄目ですよっていう議論も含めてこういう流れになってる。それは改めて確認をしておきたいと思いますが、それで、何がいいたいかと言いますと、この更新実施型に移行しようかと思うと、事業者側のマネジメント能力やノウハウだけではなくて、こっちが保有する設備情報を共有できるかどうか、その体制が今の下水道のほうに供給できる体制が整うかどうかに関わると思うんですよ。そこら辺についてはどうですか。
○津田委員長　伊藤下水道整備課担当課長補佐。
○伊藤下水道整備課管路維持担当課長補佐　施設の情報は、下水道台帳を整備しておりまして、これを受託者と共有することによって、埋設位置ですとか、深さとか、あと点検を行ったところですと点検結果を電子データで保存しておりますので、そういったものを提供して情報共有を図りたいと考えております。
○津田委員長　中田委員。
○中田委員　そうすると、もうそれはデジタル化っていうか、台帳というのは、そういう紙ベースではなくてそういった形で、そういう段階が来れば提供できるようなデジタル化が進んだ台帳になっているということですか。
○津田委員長　見山下水道施設課長。
○見山下水道施設課長　先ほどにちょっと補足して答えさせていただくんですけども、まず、管路のほうは台帳整備、電子化できています。施設のほうに関しても、第１期、第２期、包括委託してまして、デジタル化できてまして、情報は全てお渡しができることになってます。それは、もう準備段階としてできてますので、今回、施設だけじゃなくて管路も含めた全体管理っていうふうな意味合いになりますんで、その辺りは全然こちらのところも心配してないですし、そういうふうな情報はお渡しできる体制が整ってますんで何ら問題じゃないんじゃないかなと、こちらのほうは考えております。以上です。
○津田委員長　中田委員。
○中田委員　分かりました。それができていれば、例えばさっき１０年更新のときのって

いうことがありましたけど、ノウハウやマネジメント能力っていうのは、そういう人材を、言い方悪いけど引っ張ってくればいいので、可能になってくるので、そういう実務的なところに。だから、そこ自体は私は心配しませんけど、問題は、構想や計画や実施に至るまでの設計やそういった判断をしていく、これでいいのか、これを先にすべきじゃないかとか、そういう選択しながらマネジメントするほうが多分大変だと思うので、そこら辺が把握できるような情報共有ができれば可能になってくると思いますので。そういったことも含めて、お互い、上下水道局とそれから民間事業者側が、そういう共有を図りながらよりうまくいけれるような体制を取っていく必要があると私は思いますけど、そういった感じでいいんですかね、感覚的には。

○津田委員長　見山下水道施設課長。

○見山下水道施設課長　先ほど、委員おっしゃられるとおりで問題ないと思います。

先ほど来、門脇委員のお話にもあった、１期と２期、ちょっとすみません、今の質問とは違ってくるかもしれないんですけど､要はそこでは引継ぎ期間というのを設けますので、それは、要求水準書にも確実に書いてあることなので、それは。例えば事業者さんが変わったとしても､引継ぎ期間を設けて全ての内容は引き継いでもらわないといけないですし、そういうふうなことをやることで継続性というのも出てくると思いますので、そういうことを考えながら体制をつくっていきますので、問題ないというふうに思ってますので、よろしくお願いします。以上です。

○津田委員長　中田委員。

○中田委員　最後にしますけど、それは当然だと思います。それはこの事業だけの話ではなくて、公園の指定管理なんかでもそうですよね。組合せが変わったり、そのノウハウを持ってる事業者が別な組合せの中に入ってと、それはあるので、きちっとノウハウっていうか、マネジメント能力が維持できればそれでいけると思いますので、よろしくお願いします。

○津田委員長　そのほかございませんでしょうか。

今城委員。

○今城委員　これも関連してです。そもそもとして、さっき、皆さん、中田委員もおっしゃったんですけれど、この下水道の施設の間違いない安定した長期的な運用ができるっていうことが一番大事なのであって、先ほどおっしゃった公共インフラの中でも非常に大事な生活の基盤を支えるっていうところの大きな部分だと私は思っているので、そこがきちんとした形で、例えば、官が全てこれまでどおりにやっていくといっても、官でいる職員さんというのはずっとするわけじゃなく、異動もある。

そういう中で、結局のところは、データ的な問題にしても、それから維持管理の、前の委員会のときとかにもたしか話があったかなと思うんですけど、薬剤をどれぐらい使うのか、今使っている薬剤とかが適正なのかどうなのかっていうことも、こちらはよく分からない、プラントのとか化学的なことが分からないんじゃないかっていう。それで、このプラントや今の状況によって、今使ってるものは過剰に使い過ぎてんじゃないかっていう、そうすると、そこの部分ももっと少なくすれば、経費的なものが少なくなってくるんじゃないかっていうことすらも、今の我々の力では分からないところもあるので、そういうことも全部含めて、きちっとした適正な形で運用していくっていうことをしたいんですって

いうふうにおっしゃってて、私はそれはなるほどなと思ったところだったんです。

そういうことも考えると、先ほど来おっしゃっているこの取組の状況ということっていうのの一番大きいところは、管路が、農集も含めていくと８００キロ以上ですよね。８５０に近いというものを、今後どのようにして維持管理をし、安定的にするのかっていうことを考えていったときには、非常に大事な部分だなというふうに思っているんです。

私が勝手に思うところなんですけど、八潮の問題とかも含めて考えてみると、やはり応募しようとする側でいうと、先ほどおっしゃいましたよね、地面の中に埋まっている分からないものを、どうやってそれを、あ、今、危なそうだなみたいなことをどういうふうにして判断するのかみたいなノウハウも、そのものもよく分からないというような状況の中で更新実施型っていうのを選択するっていうのは、なかなか業者さん的にはリスクがあり過ぎるよねって思うことと、今こんな社会情勢の中で、工事費とかも今後１０年間どういうふうに上がっていくのか分からないっていう状態の中で、更新実施型を選ぶということが果たしてできるのかって言われると､業者さん的にはこれは無理だろうなと思うんです。そういう意味では、いわゆる改築に対する設計とか工事とかっていうところが伴わないというところの部分の維持管理をしっかりやっていきますっていうところの更新支援型っていうところに手が挙がるっていうのは、さもありなんというか、当然のことだよね、この社会情勢を考えるとっていうふうに思っているんです。

そういう意味では、私は、これからもちろん業務の発注等、また公告もした上での契約ってなっていくその発注の段階で、今サウンディング調査もしていただいた上での、実施型ではなく支援型にっていうふうにおっしゃっているっていう意味は、非常に業者さんの力量っていうよりも今後の会社の経営も含めて、１０年間のことを見ていかないといけないっていうことを考えると当然のことだと思っているので、しっかりとしたこの辺の取組状況みたいなこと、折々で結構ですので、また状況なども報告していただくってことが大事かなっていうふうに思っています。

もう一つ、やっぱり今後、じゃあ改築工事等のことが起こってくる、処理場もポンプ場もそれから管路についても、敷設替えずっとしていかないといけないっていう時代に入ってきているってことを考えていくときに、そこのところを、いわゆる公が担うっていうふうな感じになっていったときのコストの問題っていうのは、やっぱり先ほど門脇委員さんでしたっけ、おっしゃっていたようなところっていうのは、やっぱりこれから計算しますっていうのはよく分かるんですけど、もう一度、あのときあれだけきちっとした形でこれだけのスケールメリットありますよっていうことを出していただいている以上、こちらに変えたからとすると、支援型にするのは、更新実施型と比べたら効果とか少なくなるのは当然ですよって思ってるんですけど、その分だけもっとトータルとしてのことを、もう少し分かりやすいように我々にも示していただければなと思います。

どちらにしても、今後、業務の発注をこの１年半ぐらいのところでやっていくってことになると思いますので、そういうコスト的なことも含めてのところは、やっぱり我々にもお示しいただいた上で、私自身は更新支援型を目指されるっていうのは、してくださる業者さんたちにとってみても当然だと思っているので、そこについては異論はないんですけれども、それについて、米子市として、市民に対してもこういうメリットがあり、こういうところがよいっていうところもきちっと示していくべきだと思うので、そういう意味で

は、そこら辺あたりもきちんとした形で示していただきたいと思っています。

示していただけるとなったとすると、その示していただけるタイミングとかっていうのは今後の予定のとこにあんまり書いてないんですけれども、そういうことを示していただけるとするとどの辺りになるのかなっていうのだけ確認をさせてください。

○津田委員長　下関上下水道局長。

○下関上下水道局長　この取組は、先ほどるるお話が出ておりますが、非常にコスト的にも大事な部分です。ただ、コストだけでもない、もちろんその担い手さん、官のほうの担い手もそうですし、私たちもそうですし、民間さんの担い手さんもそうだと思います。これからどんどん人が減っていくような段階で、官も民も人が減っていく。でも、その中で、地域のインフラはしっかり守っていかないけん、そのための一つの手法としてこの方法をやらざるを得ない、やっていかなければいけないということで取り組んでいるわけですけれども、先ほど言いました、ＶＦＭにつきましては、発注公告の前段階で、一度御説明はさせていただければと思います。どういった形で発注をするのか、これから仕様書等も作成をしていきますので、それらがまとまった段階で、どの程度になるのかっていうことも御説明をさせていただきたいと思います。

もちろん、この官民連携だけでこれから将来にわたってこの安定的に水処理サービスを維持していけるっていうわけではなくて、これ以外にも国のほうとしては、広域化を考えていたり、あるいはＤＸ、こういったものを組み合わせて、私たちも日々、それこそ業務改善というような形でいろんな取組をした上で、全てをミックスした上で将来にわたって何とかやっていけるんだろうというふうに考えておりますので、これは一つの方策ではありますけども、この取組についてもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思っております。

○津田委員長　今城委員。

○今城委員　承知しました。先ほど発注段階でっていうことをおっしゃってたんですけれども、要求水準書っていうところも非常に大事なポイントであって、そこのところっていうのがどういうふうな形でこちら側の要求としてあるのか、それにどう応えれるのかっていうところっていうのがやっぱり大事なポイントになってくると思いますので、そこいら辺りも含めてお示しくだされればと思いますので、これはお願いしておきたいと思います。

○津田委員長　そのほかございませんでしょうか。

又野委員。

○又野委員　先ほどからの話でもありますけども、本当、コスト削減だけではなくて、地元の企業さんが入ることによってどういうメリットがあるのかっていうのもしっかりと、そこはもっと説明をしていただいたほうが、本当に下水道っていうのは、先ほどからありますけれども、日々の生活に必要な大事なインフラでありますので、コストだけではない部分というのも絶対出てくるとは思います。

そして、地元企業さんがここまで更新実施型のほうが難しいと、支援型のほうでって言われてるっていうことは、実施型、途中からっていうのもあるんですけど、基本的には実施型は難しいっていうのを、ほとんど全ての地元の企業さんは思っておられるというのは間違いないというのをこのグラフで分かりましたし､ちょっと一つ確認なんですけれども、最初のときに国費の要件化という話が出たんですけれども、支援型のほうと実施型で、国

費のほうの違いっていうのはどういうふうに出てるのか、影響するのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○津田委員長　伊藤下水道整備課担当課長補佐。

○伊藤下水道整備課管路維持担当課長補佐　更新支援型でも、更新実施型でも、国費の要件化を満たすことはできます。

○津田委員長　又野委員。

○又野委員　分かりました。ありがとうございます。それでしたら、今のままでは、地元の企業さんに実施型のほうはかなりの負担が多分かかると思われるということで、嫌がっとられるといったら変ですけれども、それは要望しておられないということなので、支援型のほうで地元の企業さんの御意向もありますし、引き続きやっぱり継続的にやっていくためには、地元の企業がしっかりとやっていただくというのが大事なことだと思いますんで、要件、両方とも満たすということでしたら、それでよいかと思っております。

それと、一つ付け加えていえば、基本的に私どものところは、どんどん民営化を進めていくっていうところは公共インフラについては反対の立場でありますんで、やはり、根本的には官が担って、それに逆に民がという部分だと思っておりますんで、根本は官のほうでやるっていう姿勢を続けていただけたらと思っております。以上です。

○津田委員長　そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長　ないようですので、本件については終了いたします。

以上で、上下水道局からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前１０時５４分　休憩

午前１０時５６分　再開

○津田委員長　都市経済委員会を再開いたします。

経済部所管について審査をいたします。

議案第９６号、字の区域の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宅和農林課長。

○宅和農林課長兼水産振興室長　それでは、議案第９６号、字の区域の変更についてを御説明いたします。議案の１９ページから２２ページを通知いたしますので、御覧ください。

本議案は、米子市富益町のうちＪＲ弓ヶ浜駅と富益団地の間に位置します米川とＪＲ境線に挟まれた区域において実施しております県営富益地区農地中間管理機構関連事業によります換地に伴い、字の区域を変更するものでございます。

富益地区では、令和３年度から１２．９ヘクタールの農地で区画整理を始め、農道や排水路、用排水路などの農業生産基盤の整備を進めているところでございます。今回の字界の変更につきましては、整備前に複数に分かれていた農地を一つにまとめたり、農道や水路を整備することによって生じた新たな農地の区画や形状、水路等の位置に合わせて字界を見直しし、土地の管理や登記を適正に行うためにするものでございます。

このたび変更いたします字界は、鳥取県の農地整備事業に伴う字界変更の方針に沿って変更をするものでございます。変更する区域につきましては議案資料の現形図にお示しし

ておりますので、御確認いただきたいと思います。また、図面におきまして、旧字界を黒の破線で、新字界を黒の実線で示しております。換地後の図面も併せて御覧いただきたいと思います。

変更後の字の区域は議案書のとおりでございますが、変更の内容につきましては、まず、富益町字米川東壱の一部を字米川東弐に変更するものでございます。次に、富益町字米川東参の一部を字米川東弐及び字米川東四に変更するものでございます。さらに、富益町字米川東五の一部を字米川東四に変更するものでございます。

なお、今回の字の区域の変更につきましては、土地の所在を整理するものでありまして、土地の所有権ですとか、その他の権利関係を変更するものではございません。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○津田委員長　当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長　ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第９６号、字の区域の変更について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○津田委員長　御異議なしと認めます。よって本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前１１時００分　休憩

午前１１時０２分　再開

○津田委員長　都市経済委員会を再開いたします。

経済部から１件の報告がございます。

米子アリーナ整備事業の進捗状況等について、当局からの報告をお願いいたします。

渡部スポーツ振興課長。

○渡部スポーツ振興課長　米子アリーナ整備事業の進捗状況等について御説明をいたします。ＳｉｄｅＢｏｏｋｓ内の資料、米子アリーナ整備事業の進捗状況等についてを御覧ください。

まず、１の経過と現状についてでございます。経過につきましては、前回、令和８年７月の都市経済委員会までに御報告させていただいた内容を記載させていただいておりますので、詳細な説明は省略をさせていただきます。

現状といたしましては、令和８年８月末時点の工事進捗率が４８．３７％となっておりまして、現在、屋根工事等を実施中でございます。

次に、２の事業者からの物価高騰対応要望についてでございます。７月の都市経済委員会でも御報告させていただきましたが、令和７年５月に取りまとめた実施設計成果を基に

事業者が概算工事費を算出したところ、物価高騰の影響により約１４億円程度の工事費の増加が見込まれ、本市では令和８年３月の契約変更において、現行契約に基づく建築費指数の上昇に応じた改定を実施したところでございます。これは、提案時から着工時までの建築費指数の上昇率５．９ポイント、金額にしますと約４億円になりますけども、そのうち契約に定められている１．５ポイントを事業者負担といたしまして、残りの４．４ポイント、約３億円を市が負担したものでございます。しかし、この契約上の対応のみでは十分な事業費が確保できないとして、事業者より、実情を反映したさらなる事業費の増額について協議の依頼があったところでございます。

次に、３の本市の対応方針についてでございます。ＰＦＩ事業は、民間事業者の創意工夫による事業費縮減やサービス向上といったメリットがある一方で、設計前の概算提案価格により契約する仕組みであるため、長引く物価高騰局面においては実施設計に基づく事業費が増大し、事業継続が難しくなるリスクが認められることから、国のガイドラインの改正の趣旨を踏まえながら対応を検討するという方向性につきまして、７月の委員会でお示しをしたところでございます。現在、検討を進めてる最中でございますが、検討結果を踏まえまして契約変更を行うこととし、本年１２月議会に必要な議案を上程することを目標に県とも連携をしながら作業を進めているところでございます。

次に、４の高騰額の精査方法についてでございます。令和８年３月に既に実施した建築費指数による改定分を超える物価高騰分の妥当性につきましては、国のガイドライン等を踏まえて精査を行います。具体的には資料の（１）からになりますけども、提案時の概算工事費、これ①といたします、で、実際の工事費②ですね、この提案時の概算工事費と実際の工事費の比較ではなく、実施設計後の仕様に基づく実際の工事費②と、仮に提案時の令和５年１２月時点で実施設計があったといたしまして、それに基づき発注をした場合の工事費③との差額を物価高騰に係る増加額として、事業者に対しましても③の積算資料の提出を求めたところでございます。事業者からの提出資料を基に、②と③をですけども、これらの提出資料を基にしまして、本市におきまして官積算を実施をし、事業者提案と比較することで妥当な対応額を精査した上で官民の負担割合を定めてまいりたいと考えております。

次に、５の他市の事例についてでございます。７月の都市経済委員会におきまして、西野委員のほうから他市の対応事例を示してほしいとの御要望をいただいておりました。資料には、神奈川県川崎市の等々力緑地再生整備・運営等事業の事例を挙げております。川崎市におきましても、事業者が基本設計後に概算工事費の算出を行ったところ、事業費の増大が見込まれ、物価変動に伴う改定要望があったところでございます。この対応として、川崎市では、採用指数の変更や指数を超える高騰分について官積算による妥当性の確認などを実施した上で官民負担額を算出し、対応されたところでございます。

最後に、６のその他でございます。工事着工後におきましても中東情勢の長期化等を背景としました資材高騰や資材の納入遅延の影響を継続的に受けていると事業者のほうから伺っておりまして、今後の対応につきましては、継続して事業者及び鳥取県と連携を図っていくとともに、適宜市議会のほうにも御報告をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○津田委員長　説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長　ないようですので、本件については終了いたします。

以上で、経済部からの報告を終わります。

都市経済委員会を閉会いたします。

午前１１時０９分　閉会

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

都市経済委員長　　津　田　幸　一